

公布された条例のあらまし

◆高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（高知県条例第52号）

- 1 条例制定の目的
 

自転車の安全で適正な利用を促進し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県、自転車利用者及び自動車等を運転する者の責務並びに県民、事業者及び交通安全に関する活動を行う団体の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることとした。
- 2 主要な内容
  - (1) 自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県の責務、市町村との連携、自転車利用者の責務、県民の役割、自動車等を運転する者の責務、事業者の役割及び関係団体の役割を定めること。（第2条から第8条まで）
  - (2) 県、学校及び家庭における自転車交通安全教育等について、次のとおり定めること。（第9条から第11条まで）
    - ア 県は、県民に対し、自転車交通安全教育を行うものとする。
    - イ 小学校、中学校及び高等学校等の長は、在校生に対し、発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めるとともに、在校生が自転車の安全に関する活動を自ら実践するよう配慮しなければならないこと。
    - ウ 大学、専修学校及び各種学校の長は、在学生に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発を行うよう努めなければならないこと。
    - エ 保護者は、児童等に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならないこと。
    - オ 保護者は、児童等の自転車に反射器材を備えるよう努めるとともに、児童等が自転車を利用するときはヘルメットを着用させるよう努めなければならないこと。
    - カ 高齢者に対しては、家族が自転車の安全で適正な利用に関する助言をするよう努めなければならないこと。
  - (3) 自転車の点検整備及び防犯対策について、次のとおり定めること。（第12条）
    - ア 自転車利用者、自転車貸付業者及び自転車を事業の用に供する事業者は、自転車の点検整備を行うよう努めなければならないこと。
    - イ 保護者は、児童等の自転車の点検整備を行うよう努めなければならないこと。
    - ウ 自転車利用者は、自転車の防犯対策に努めなければならないこと。
  - (4) 自転車小売業者又は自転車貸付業者は、自転車を購入しようとする者又は自転車を借り受けようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な情報の提供及び助言を行うよう努めなければならないこと。（第13条）
  - (5) 自転車損害賠償保険への加入について、次のとおり定めること。（第14条及び第15条）
    - ア 自転車利用者は、自転車損害賠償保険に加入するよう努めなければならないこと。
    - イ 保護者は、児童等が自転車を利用するときは、当該児童等の自転車の利用に係る自転車損害賠償保険に加入するよう努めなければならないこと。
    - ウ 自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、その事業活動に係る自転車損害賠償保険に加入するよう努めなければならないこと。
    - エ 自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、自転車損害賠償保険への加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

条 例	ページ
◎高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	3
◎高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	5
◎高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	5
◎高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	6
◎高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例	7
◎高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例	7
◎高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	8
◎高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	8
◎高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	12

(6) 広報及び啓発等について、次のとおり定めること。（第16条）  
ア 県は、国、市町村及び関係団体と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとする。

イ 県及び関連団体は、ヘルメットの正しい着用の促進及び自転車損害賠償保険への加入の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(7) 県は、国、市町村及び関係団体と連携し、自転車に係る利用環境の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。（第17条）

(8) 県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。（第18条）

### 3 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

## ◆高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（高知県条例第53号）

### 1 条例改正の目的

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第102号）の施行による養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下「基準省令」という。）の一部改正により、サテライト型養護老人ホームの本体施設となり得る施設として養護老人ホームが追加されること等を考慮し、規定の整理をする等必要な改正をすることとした。

### 2 主要な内容

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次に掲げる事項を除くほか、基準省令で定める基準の例によることとする。

- (1) 非常災害対策（第3条）
- (2) 記録の整備（第3条）
- (3) 県内産農林水産物等の使用（第4条）
- (4) 暴力団の排除（第5条）

### 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◆高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（高知県条例第54号）

### 1 条例改正の目的

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令（平成30年厚生労働省令第93号）の施行による介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「基準省令」という。）の一部改正により、衛生管理等に係る読替規定が整理されること等を考慮し、規定の整理をする等必要な改正をすることとした。

### 2 主要な内容

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、次に掲げる事項を除くほか、基準省令で定める基準の例によることとする。

- (1) 非常災害対策（第3条）
- (2) 記録の整備（第3条）
- (3) 県内産農林水産物等の使用（第4条）
- (4) 暴力団の排除（第5条）

### 3 施行期日

この条例は、平成30年12月1日から施行することとした。

## ◆高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第55号）

### 1 条例改正の目的

地域再生法（平成17年法律第24号）が一部改正され、併せて地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）が一部改正されたこと等を考慮し、新たに移転型事業に係る事業税及び不動産取得税を課さないこととする等必要な改正をすることとした。

### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◆高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第56号）

### 1 条例改正の目的

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）の施行により雇用対策法（昭和41年法律第132号）が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◆高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第57号）

### 1 条例改正の目的

平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震の被災者が、県立幡多看護専門学校、県立高等技術学校、県立農業大学校、県立中学校又は県立高等学校に入学し、又は転入学する場合について、入学手数料及び入学料又は入校手数料及び入校料を徴収しないこととするとともに、今後、同様の大規模災害が発生した場合等に、必要があると認めるときは、当該災害の被災者の入学手数料等の全部又は一部を免除することができるようにすることとした。

### 2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成30年7月豪雨に伴う特例措置に係る改正規定については平成30年6月28日から、平成30年北海道胆振東部地震に伴う特例措置に係る改正規定については同年9月6日から適用することとした。

## ◆高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第58号）

### 1 条例改正の目的

医療法等の一部を改正する法律（平成29年法律第57号）の施行による医療法（昭和23年法律第205号）の一部改正等に伴い、同法の引用規定等の整理をすることとした。

### 2 施行期日

この条例は、平成30年12月1日から施行することとした。

## ◆高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第59号）

### 1 条例改正の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき高知県立足摺海洋館（以下「海洋館」という。）の管理を指定管理者に行わせるとともに、利用料金の制度を導入するほか、その改築に伴い入場料の額を改定する等必要な改正をすることとした。

### 2 主要な内容

- (1) 海洋館の管理は、指定管理者に行わせるものとする。こと。（第1条の2）
- (2) 海洋館の休館日及び開館時間を改めること。（第2条及び第2条の2）
- (3) 海洋館の利用施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならないこと。（第3条の2）
- (4) 海洋館を利用する者の責務及び利用の許可に伴う権利の譲渡等の禁止について定めること。（第3条の3及び第3条の4）
- (5) 指定管理者は、利用の許可を受けた者が指定管理者の指示に従わないとき等は、利用の許可の取消し等ができること。（第3条の5）
- (6) 海洋館の利用料金の納付、收受、承認、減免及び還付について定めるとともに、入場料の額を改定し、及び会議室の利用に係る料金について新たに規定すること。（第4条から第6条まで並びに別表第1及び別表第2）
- (7) 指定管理者が海洋館の管理を行うことができない場合における海洋館の入場料及び使用料の納付、減免及び還付について定めること。（第6条の2）
- (8) 指定管理者の損害賠償義務について定めること。（第7条）
- (9) 指定管理者は、海洋館の利用施設の利用の許可等、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務、海洋館の利用料金の收受、減免、還付その他の利用料金の徴収に関する業務並びに海洋館の設置の目的を達成するため事業の企画及び運営に関する業務を行うこと。（第8条第1号、第2号及び第4号）
- (10) 指定管理者は、海洋館の資料等、施設、設備等の維持管理に関する業務等を行うこと。（第8条第3号及び第5号）
- (11) 指定管理者の指定の申請、指定の手續及び変更の届出並びに事業報告書の作成及び提出について定めること。（第9条から第11条まで）
- (12) 知事は、海洋館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができることと、その指示に従わないとき等は、指定の取消し等ができること。（第12条及び第13条）
- (13) 指定管理者の原状回復義務及び秘密保持義務について定めること。（第15条及び第16条）
- (14) 指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為、利用の許可並びに利用料金の承認等は、この条例の施行の日前においても行うことができること。（附則第2項及び第3項）

### 3 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、2の(14)は公布の日から、2の(2)から(5)まで、(6)のうち入場料の額及び会議室の利用に係る料金に係る規定、(7)のうち使用料に係る規定並びに(9)のうち利用の許可に係る規定は規則で定める日から施行することとした。

### ◆高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第60号）

#### 1 条例改正の目的

農業取締法（昭和23年法律第82号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

#### 2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

## 条 例

高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例をここに公布する。  
平成30年10月19日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県条例第52号

#### 高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

自転車は、経済性及び利便性が高く、気軽な交通手段として、日常生活の中で、子どもから高齢者に至る幅広い年齢層に利用されている。また、健康増進や環境への関心の高まり、更にはスポーツとしてのサイクリングの人気の広まりからも、今後更に自転車の利用は増えるものと思われる。

一方で、自転車はその身近さゆえに、道路交通法に規定された車両であるという認識が低くなりがちであり、交通ルールやマナーを無視した自転車の走行が、時として重大な交通事故を引き起こし、自転車利用者が高額な賠償を求められる事例も発生している。また、配慮を欠いた自動車の運転により、子どもをはじめとした自転車利用者が被害者となる交通事故も起きている。

そのため、県、県民、自転車利用者等のそれぞれの責務や役割を明らかにするとともに、交通安全教育を通じて、自転車利用者の安全利用に関する意識の向上等を図ることが必要である。

ここに、自転車の安全で適正な利用を促進し、県民誰もが他人を思いやり、特に少子高齢化が進む本県において、子どもや高齢者など交通弱者が脅かされることなく、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定する。

（目的）

**第1条** この条例は、自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。）の安全で適正な利用に関し、県、自転車利用者及び自動車等（法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）を運転する者の責務並びに県民、事業者及び交通安全に関する活動を行う団体（以下「関係団体」という。）の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（県の責務）

**第2条** 県は、国、市町村、県民、事業者及び関係団体との相互の連携及び協力の下、自転車の安全で適正な利用を促進するための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、県民、事業者及び関係団体が実施する自転車の安全で適正な利用の促進のための取組に関して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（市町村との連携）

**第3条** 県は、自転車の安全で適正な利用を促進する上で市町村が果たす役割及び県と市町村との連携の重要性に鑑み、市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（自転車利用者の責務）

**第4条** 自転車利用者は、車両（法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。第6条に

において同じ。)の運転者としての責任を自覚し、法その他関係法令等を遵守するとともに、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。

2 自転車利用者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。

(県民の役割)

**第5条** 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(自動車等を運転する者の責務)

**第6条** 自動車等を運転する者は、自転車が車両であることを認識し、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に道路を通行することができるように配慮するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

**第7条** 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業者に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発及び指導を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用の促進のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の役割)

**第8条** 関係団体は、自転車の安全で適正な利用に関する県民及び事業者の理解を深めるための取組を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 関係団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(県民に対する自転車交通安全教育)

**第9条** 県は、県民に対し、自転車を安全で適正に利用し、歩行者及び自動車等と共に安全に道路を通行することができるようにするための交通安全教育(以下「自転車交通安全教育」という。)を行うものとする。

(学校における自転車交通安全教育等)

**第10条** 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の長(次項において「校長」という。)は、その児童、生徒又は学生に対し、発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

2 校長は、児童、生徒又は学生が自転車の安全で適正な利用に関する活動を自ら進んで実践するよう配慮しなければならない。

3 学校教育法第1条に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校の長は、その学生又は生徒に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発を行うよう努めなければならない。

(家庭における自転車交通安全教育等)

**第11条** 児童等(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を保護する責任のある者(以下「保護者」という。)は、その保護する児童等に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その保護する児童等の自転車に反射器材を備えるよう努めるとともに、当該児童等が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する事項について助言をするよう努めなければならない。

(自転車の点検整備等)

**第12条** 自転車利用者(自転車の利用に係る管理を行う者を含む。以下この条及び第14条において同じ。)、自転車の貸付けを業とする者(以下「自転車貸付業者」という。)及び自転車を事業の用に供する事業者は、自転車の点検整備(自転車の本体及びブレーキ、前照灯、反射器材その他の装備の安全性を確保するために必要な点検及び整備をいう。次項において同じ。)を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その保護する児童等の自転車の点検整備を行うよう努めなければならない。

3 自転車利用者は、その利用する自転車について、盗難防止のための施錠その他の防犯対策に努めなければならない。

(自転車小売業者等による情報の提供)

**第13条** 自転車の小売を業とする者(以下「自転車小売業者」という。)又は自転車貸付業者は、自転車を購入しようとする者又は自転車を借り受けようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。

(自転車損害賠償保険等への加入)

**第14条** 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補するための保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入するよう努めなければならない。

2 保護者は、その保護する児童等が自転車を利用するときは、当該児童等の自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、その事業活動に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等への加入に関する情報提供)

**第15条** 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入した者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。ただし、当該自転車を購入した者が自転車損害賠償保険等に加入していることを確認することができた場合は、この限りでない。

(広報及び啓発等)

**第16条** 県は、国、市町村及び関係団体と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとする。

2 県及び関係団体は、乗車用ヘルメットの適正な方法による着用の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県及び関係団体は、自転車損害賠償保険等への加入の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自転車に係る利用環境の整備)

**第17条** 県は、国、市町村及び関係団体と連携し、自転車に係る利用環境の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

**第18条** 県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、必要な財政上の措置を講ずる

よう努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成30年10月19日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第53号

##### 高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定により、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。次条において「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

**第3条** 法第17条第1項の条例で定める養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、基準省令で定める基準（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第102号）による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。この場合において、基準省令第8条第1項中「非常災害に対する具体的計画を立て」とあるのは「知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要なに応じて点検及び見直しを行い」と、基準省令第8条第2項中「定期的に」とあるのは「前項の防災対策マニュアルの概要を当該養護老人ホームの見やすい場所に掲示するとともに、定期的に」と、基準省令第9条第2項中「二年間」とあるのは「五年間」とする。

（県内産農林水産物等の使用）

**第4条** 養護老人ホームは、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下この条において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

（暴力団の排除）

**第5条** 養護老人ホームの設置者、施設長その他当該養護老人ホームの業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（次項において「設置者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であってはならない。

2 養護老人ホームの設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係

を有してはならない。

3 養護老人ホームの運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

（委任）

**第6条** この条例に定めるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成30年10月19日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第54号

##### 高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年高知県条例第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第111条第1項から第3項までの規定により、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。次条において「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）

**第3条** 法第111条第1項から第3項までの条例で定める介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、基準省令で定める基準（医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成30年厚生労働省令第93号）による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。この場合において、基準省令第32条中「非常災害に関する具体的計画を立て」とあるのは「知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要なに応じて点検及び見直しを行い」と、「定期的に避難」とあるのは「防災対策マニュアルの概要を当該介護医療院の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難」と、基準省令第42条第2項中「二年間」とあるのは「五年間」とする。

（県内産農林水産物等の使用）

**第4条** 介護医療院は、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下この条において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

（暴力団の排除）

**第5条** 介護医療院の設置者、施設長その他当該介護医療院の業務を統括する者（当該業

務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（次項において「設置者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であってはならない。

- 2 介護医療院の設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。
- 3 介護医療院の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。（委任）

**第6条** この条例に定めるもののほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成30年12月1日から施行する。

~~~~~  
高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月19日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第55号

##### 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（平成27年高知県条例第68号）の一部を次のように改正する。

題名中「不均一課税」を「特例措置」に改める。

第1条中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「不均一課税」を「特例措置」に改める。

第2条第1号中「第5条第4項第5号」を「第5条第4項第5号イ」に改め、同条第3号中「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」に改め、同条第4号中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条第5号中「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」に改め、同条第6号中「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条第7号中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

第3条の見出し中「不均一課税」を「課税免除」に改め、同条中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。）」に改め、「（法第17条の2第1項第1号に掲げる地方活力向上地域特定業務施設整備事業を実施する者に対して課するものに限る。）」を削り、「取得に限る」を「取得に限る。第5条において同じ」に、「不均一に課税する」を「課さない」に改め、同条第1号中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定

業務施設整備計画」に改め、「（同条第1項第1号に掲げる地方活力向上地域特定業務施設整備事業を実施する者に限る。）」を削る。

第4条を削る。

第5条の見出しを「（事業税の課税免除額）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

前条の規定により課税免除をする事業税の額は、特定業務施設用設備を事業の用に供した日（以下この項において「事業開始の日」という。）の属する年（第6条第3項において「初年」という。）以降3箇年又は当該事業開始の日の属する事業年度（同項において「初年度」という。）以降3箇年度について、当該各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額（当該認定事業者に対して課する事業税の課税標準となるものをいう。）のうち当該特定業務施設用設備に係るものとして、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額に対して課する事業税の額とする。

第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（不均一課税の税目及び要件等）

**第5条** 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って特定業務施設用設備を新設し、又は増設した認定事業者であって、第3条第1号及び第2号の規定に該当するものについては、当該特定業務施設用設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対する不動産取得税の税率は、高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号。次条において「県税条例」という。）第76条又は付則第18条第1項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率とする。

第6条の見出し中「不均一課税の」を「特例措置に係る」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「第3条」を「第3条又は前条」に、「不均一課税される」を「課税免除され、又は不均一課税される」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前条の規定の適用を受ける者は、県税条例第80条第1項又は第2項の規定による不動産の取得の申告をする際、当該不動産取得税については前条の規定が適用される旨の届出を知事にしなければならない。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例第3条から第6条までの規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。（過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部改正）

3 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例（昭和45年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第3項中「高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例」を「高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例」に改める。

（半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

4 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（平成元年高知県条例第5号）の一部を次のように改める。

第3条中「高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例」を「高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例」に改める。



高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月19日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第56号**

**高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例**

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年高知県条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。



高知県立幡多看護専門学校を設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月19日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第57号**

**高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例**  
（高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正）

**第1条** 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和41年高知県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「授業料」を「入学手数料等」に改め、同条中「授業料」を「入学手数料、入学料及び授業料」に改める。

付則に次の2項を加える。

（平成30年7月豪雨に伴う特例措置）

4 平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、第4条に規定する入学手数料及び第5条に規定する入学料を県に納付することを要しない。

（平成30年北海道胆振東部地震に伴う特例措置）

5 平成30年北海道胆振東部地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、第4条に規定する入学手数料及び第5条に規定する入学料を県に納付することを要しない。

（高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部改正）

**第2条** 高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例（昭和44年高知県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「授業料等」を「入校手数料等」に改め、同条中「授業料」を「入校手数料、入校料、授業料」に改める。

付則に次の2項を加える。

（平成30年7月豪雨に伴う特例措置）

8 平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、第2条に規定する入校手数料及び第3条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

（平成30年北海道胆振東部地震に伴う特例措置）

9 平成30年北海道胆振東部地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、第2条に規定する入校手数料及び第3条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

（高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例の一部改正）

**第3条** 高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例（昭和58年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「授業料及び受講料」を「入校手数料等」に改め、同条中「授業料」を「入校手数料、入校料、授業料」に改める。

付則に次の2項を加える。

（平成30年7月豪雨に伴う特例措置）

7 平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第3条に規定する入校手数料及び第4条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

（平成30年北海道胆振東部地震に伴う特例措置）

8 平成30年北海道胆振東部地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第3条に規定する入校手数料及び第4条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

（高知県立学校授業料等徴収条例の一部改正）

**第4条** 高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「授業料又は」を「入学手数料、入学料、授業料及び」に改め、同条第2項中「入学料又は」を「入学料及び」に改める。

付則に次の2項を加える。

4 平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第1条及び第2条の規定にかかわらず、第1条に規定する入学手数料及び第2条に規定する入学料を県に納付することを要しない。

5 平成30年北海道胆振東部地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第1条及び第2条の規定にかかわらず、第1条に規定する入学手数料及び第2条に規定する入学料を県に納付することを要しない。

**附 則**

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例付則第4項の規定、第2条の規定による改正後の高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例付則第8項の規定、第3条の規定による改正後の高知県立農業大学の設

置及び管理に関する条例附則第7項の規定及び第4条の規定による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例附則第4項の規定は、平成30年6月28日から適用する。

- 3 第1条の規定による改正後の高知県立幡多看護専門学校<sup>3</sup>の設置及び管理に関する条例付則第5項の規定、第2条の規定による改正後の高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例付則第9項の規定、第3条の規定による改正後の高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例附則第8項の規定及び第4条の規定による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例附則第5項の規定は、平成30年9月6日から適用する。

高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月19日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第58号

##### 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「第15条の2」を「第15条の3第2項」に、「第4条の7第2号又は第7号」を「第4条の7第1号又は第6号」に改める。

##### 附 則

この条例は、平成30年12月1日から施行する。

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月19日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第59号

##### 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例（昭和49年高知県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第1条の2 海洋館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

第4条を次のように改める。

（利用料金の納付）

第4条 海洋館の資料等を観覧する者（以下「観覧者」という。）は、第4条の3の規定により定められた海洋館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。ただし、観覧者が規則で定める者であるときは、この限りでない。

第4条の次に次の2条を加える。

（利用料金の収受）

第4条の2 指定管理者は、観覧者が納付する利用料金を当該指定管理者の収入として収受するものとする。

（利用料金の承認）

第4条の3 利用料金の額は、別表の1の表に定める基準額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額並びに当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内又は同表の2の表に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。

2 前項の利用料金の額を変更しようとするときは、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得るものとする。

第5条及び第6条を次のように改める。

（利用料金の減免）

第5条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の還付）

第6条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第6条の次に次の2条を加える。

（入場料）

第6条の2 海洋館の管理を指定管理者が行うことができない場合は、第4条本文の規定にかかわらず、観覧者は入場料を県に納付しなければならない。

2 入場料の額は、別表の1の表に定める基準額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内又は同表の2の表に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において規則で定めるものとする。

3 入場料の減免及び還付については、前2条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「入場料」と、第5条中「指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると」とあるのは「知事は、特に必要がある」と、前条中「指定管理者が既に収入として収受した」とあるのは「既に納付された」と、「指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると」とあるのは「知事が特別の理由があると」と読み替えるものとする。

（旅行者等の取扱いによる観覧）

第6条の3 第4条本文及び前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の取扱いによる観覧については、当該各号に掲げる者が、第4条の3の規定により定められた（第5条の規定に基づき減額したときを含む。）利用料金（団体の場合にあつては、その合計額）の9割に相当する金額を利用料金として指定管理者に納付し、又は前条第2項の規定により定められた（同条第3項において読み替えて準用する第5条



の規定に基づき減額したときを含む。) 入場料(団体の場合にあっては、その合計額)の9割に相当する金額を入場料として県に納付しなければならない。

- (1) 旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者
- (2) 知事が別に定める者

第7条中「観覧者」を「海洋館を利用する者又は指定管理者」に、「施設又は資料等」を「資料等、施設、設備等」に、「亡失した」を「滅失した」に改める。

第8条を第17条とし、第7条の次に次の9条を加える。

(指定管理者が行う業務)

**第8条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条の2に規定する利用料金の収受、第5条に規定する利用料金の減免、第6条に規定する利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務
- (2) 海洋館の資料等、施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) 海洋館の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、海洋館の設置の目的を達成するために知事が必要があると認める業務

(指定管理者の指定の申請)

**第9条** 第1条の2に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務(以下「業務」という。)に係る事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類(指定管理者の指定等)

**第10条** 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) 前条第1号の事業計画書(以下この項において「事業計画書」という。)による海洋館の管理が県民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が海洋館の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。
- (4) 事業計画書による業務の実施により、海洋館の設置の目的を達成することができるものであること。
- (5) 海洋館の設置の目的を理解し、県との連携が十分に図られるものであること。

2 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。(事業報告書の作成及び提出)

**第11条** 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第13条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況及び観覧者の利用の状況
- (2) 利用料金の徴収の実績
- (3) 業務に係る経費等の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による海洋館の管理の実態を把握する

ために知事が必要であると認めるもの(業務報告の聴取等)

**第12条** 知事は、海洋館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

**第13条** 知事は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、県は、賠償責任を負わない。

(指定等の告示)

**第14条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示するものとする。

- (1) 第10条第1項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第10条第2項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(原状回復義務)

**第15条** 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第13条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった海洋館の施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

**第16条** 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

別表中「第4条」を「第4条の3、第6条の2」に、「入場料の日額」を「入場料に係る基準額(日額)」に、

|    |              |          |
|----|--------------|----------|
| 区分 | 入場料(1人1日につき) |          |
|    | 個人           | 20人以上の団体 |

を「

|    |              |          |
|----|--------------|----------|
| 区分 | 基準額          |          |
|    | 入場料(1人1日につき) |          |
|    | 個人           | 20人以上の団体 |

に、「入場料の年額」を「入場料に係る基準額（年額）」に、

|    |              |
|----|--------------|
| 区分 | 入場料（1人1日につき） |
|    | 個人           |

を

|    |              |
|----|--------------|
| 区分 | 基準額          |
|    | 入場料（1人1日につき） |
|    | 個人           |

に改める。

**第2条** 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（休館日）

**第2条** 知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要であると認める場合であってあらかじめ知事の承認を得たときは、休館日を定めることができる。

第2条の次に次の1条を加える。

（開館時間）

**第2条の2** 海洋館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要であると認める場合であってあらかじめ知事の承認を得たときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ知事の承認を得た範囲内で、指定管理者が必要であると認めるときは、事前に知事に届け出ることにより第1項に規定する開館時間を延長することができる。

第3条の次に次の4条を加える。

（利用の許可等）

**第3条の2** 海洋館の会議室（以下「会議室」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（海洋館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次項及び第3項、次条並びに第3条の5において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の許可をしないことができる。

- (1) 利用の目的が海洋館の設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第3条の5第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。
- (4) 海洋館の管理上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、会議室を利用させることが不適当であると認める

とき。

3 指定管理者は、第1項の許可に海洋館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（利用する者の責務）

**第3条の3** 海洋館を利用する者は、海洋館の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに指定管理者及びその命を受けた者の指示に従わなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

**第3条の4** 第3条の2第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用の許可の取消し等）

**第3条の5** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の2第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は同条第3項の規定に基づく許可の条件を変更することができる。

- (1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は指定管理者若しくはその命を受けた者が指示した事項に違反したとき。
  - (2) 利用者が第3条の2第3項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。
  - (3) 利用者が第3条の2第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって同項の許可を受けたとき。
  - (4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、海洋館の管理上特に必要があると認めるとき。
- 2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。
- 第4条中「観覧者」という。）を「観覧者」という。）又は利用者」に改める。
- 第4条の2中「観覧者」を「観覧者又は利用者」に改める。
- 第4条の3第1項中「別表の1の表に定める基準額に」を「別表第1の1の表に定める基準額及び別表第2に定める基準額にそれぞれ」に、「加えて」を「それぞれ加えて」に、「同表の2の表」を「別表第1の2の表」に改める。

第6条の2の見出しを「（入場料及び使用料）」に改め、同条第1項中「入場料」を「入場料を、利用者は使用料」に改め、同条第2項中「別表の1の表に定める基準額に」を「別表第1の1の表に定める基準額及び別表第2に定める基準額にそれぞれ」に、「加えて」を「それぞれ加えて」に、「同表の2の表」を「別表第1の2の表」に改め、同条第3項中「入場料」を「入場料及び使用料」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 使用料の額は、別表第2に定める基準額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額並びに当該消費税の額に高知県条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該別表第2に定める基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）に0.5を乗じて得た額から当該基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、規則で定めるものとし、同表の1の表備考4の規定の適用については、同表備考4中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする。

第6条の3中「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

第8条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 第3条の2に規定する利用の許可等、第3条の5に規定する利用の許可の取消し等その他の施設の利用の許可に関する業務

第11条第1号中「及び観覧者」を「並びに観覧者及び利用者」に改める。

別表の1の表中「340円」を「550円」に、「270円」を「440円」に、「670円」を「1,091円」に、「540円」を「880円」に改め、同表の2の表中「500円」を「850円」に、「1,000円」を「1,700円」に改め、別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条の3、第6条の2関係）

| 区分  | 基準額    |        |                 |
|-----|--------|--------|-----------------|
|     | 基本利用料金 |        | 時間外利用料金（1時間につき） |
|     | 午前     | 午後     |                 |
| 会議室 | 5,100円 | 8,500円 | 1,700円          |

- 備考
- この表において、「午前」とは午前9時から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間をいう。
  - この表の「時間外利用料金」には、第2条に規定する休館日に会議室を利用する場合の基準額を含むものとする。
  - 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
  - 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に会議室を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に持込み品等を保管するだけのために利用するその間の午後5時から翌日の午前9時までの時間は、含まないものとする。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 次項及び附則第3項の規定 公布の日
  - (2) 第2条及び附則第4項の規定 規則で定める日  
(準備行為)
- 2 第1条の規定による改正後の高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第1条の2に規定する指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為並びに第4条の3の規定による利用料金の承認等は、この条例の施行の前においても、第1条の規定による改正後の高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第9条及び第10条、第14条(第3号に係る部分を除く。)並びに第4条の3、第5条及び第6条ただし書の規定の例により行うことができる。
- 3 第2条の規定による改正後の高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第2条の規定による休館日の定め、第2条の2第2項及び第3項の規定による開館時間の変更等、第3条の2の規定による利用の許可等及び第4条の3の規定による利用料金の承認等は、第2条の規定の施行の前においても、同条の規定による改正後の高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第2条、第2条の2第2項及び第3項、第3条の2及び第3条の5並びに第4条の3、第5条及び第6条ただし書の規定の例により行うことができる。  
(高知県収入証紙条例の一部改正)
- 4 高知県収入証紙条例(昭和39年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。  
別表53の項中「入場料」を「入場料及び使用料」に、「第4条」を「第6条の2第1項」に改める。



高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月19日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第60号**

**高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例**

高知県住民基本台帳法施行条例(平成14年高知県条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1の26の項中「第8条第1項又は第2項」を「第17条第1項」に改める。

**附 則**

この条例は、規則で定める日から施行する。